



公的年金(国民年金・厚生年金)受給のための 「在留証明書」の郵送による申請方法

○ 郵送による申請・交付ができる方



以下 3 つの条件を、全て満たす方：

- (1) 公的年金(国民年金・厚生年金)をすでに受給されている方
- (2) これまでに同じ目的(※国民年金機構や、公務員共済組合等へ現況届を提出する目的)で、在デュッセルドルフ日本総領事館から、在留証明の発行を受けたことがある方
- (3) 前回の在留証明発行時から、現住所に変更のない方

○ 郵送する書類

- (1) 在留証明願

※別添の「在留証明願」用紙と記入例をご確認ください。

日本年金機構から送付された用紙に手書きしていただいても問題ありません。

- (2) 有効な日本国旅券(パスポート)コピー

- (3) 公的年金支給元(※日本年金機構、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等)から送付された、【今年度分の書類が入っていた封筒】の、ご申請者の宛先・住所・氏名が書かれた面のコピー。

※封筒の宛先と現住所が異なる場合や、封筒がない場合は、滞在許可証(カードタイプ)両面のコピー(又はドイツの住民票)

- (4) 現況届((3)の封筒に同封されていた、日本に返送するハガキ)の両面コピー
- (5) 返信用封筒(※切手を貼り、宛先を記入してください)

○ 送付先

在デュッセルドルフ日本国総領事館・領事部

Japanisches Generalkonsulat Düsseldorf

Konsularabteilung

Breite Straße 27 40213 Düsseldorf



○ 留意事項

- (1) 郵送中の事故、紛失、遅着等に関して、当館では一切の責任を負うことができません。
- (2) 郵送料やその不足分を当館で負担することはできません。
- (3) 返送先はドイツ国内の住所に限ります。

